

菊池市告示第 109 号

菊池市戸建木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱の全部を改正する要綱を次のように定める。
平成 31 年 4 月 1 日

菊池市長 江 頭 実

菊池市戸建木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱の全部を改正する要綱
菊池市戸建木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱(平成 29 年告示第 81 号)の全部を改正する。
(趣旨)

第 1 条 この要綱は、戸建木造住宅耐震改修等事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、菊池市補助金等交付規則（平成 19 年規則第 1 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第 2 条 この補助金は、戸建木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るため、菊池市建築物耐震改修促進計画に基づき、戸建木造住宅の耐震改修設計、耐震改修工事、建替え工事及び耐震シェルター工事を行う者に対して交付するものとする。

(用語の定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業 本要綱に基づき補助金の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (2) 補助事業者 補助事業を行う者で、次の要件を全て満たす者
 - ア 市税に未納がない者
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）でない者
- (3) 戸建木造住宅 一戸建の木造住宅（店舗等の用途を兼ねる場合は、住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の 2 分の 1 以上のものに限る。）をいう。
- (4) 耐震診断 次に掲げるいずれかの方法により、建築物の地震に対する安全性を評価することをいう。
 - ア 一般財団法人日本建築防災協会出版「2012 年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」に掲げる一般診断法又は精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。）
 - イ 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく国土交通省告示第 184 号別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第 1 項第 1 号に示される方法
- (5) 上部構造評点 耐震診断により、地震に対する安全性を点数で示したものをいう。
- (6) 耐震改修設計 地震に対する安全性の向上を目的として実施する耐震改修工事の計画策定を行うことをいう。
- (7) 耐震改修工事 耐震改修設計に基づいて行う、上部構造評点が 1.0 未満のものを 1.0 以上とするための工事をいう。
- (8) 建替え設計 原則として同一敷地内で、既存の戸建木造住宅 1 棟全てを解体し、住宅を新築する工事の計画策定を行うことをいう。
- (9) 建替え工事 建替え設計に基づいて行う工事をいう。
- (10) 耐震シェルター工事 地震発生時に、居住している住宅の倒壊から居住者の命を守るため、次のいずれかに該当するシェルターを設置する工事をいう。
 - ア 熊本県戸建て木造住宅耐震改修等促進事業実施要領第 2 条第 8 号に規定するもの
 - イ 市長がアと同等以上と認めたもの
- (11) 設計者 耐震改修設計を行う建築士で、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 熊本県戸建て木造住宅耐震改修等促進事業実施要領第 2 条第 3 号に規定する耐震診断士
 - イ アに該当する者のほか、市長が認めた者
- (12) 工事監理者 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 8 号に規定する工事監理を行う前号に規定する者をいう。
- (13) 施工者 耐震改修設計に基づき、耐震改修工事を施工する者をいう。

(補助金の交付対象)

第 4 条 当該補助事業の目的、補助事業の内容、補助対象経費、補助金の額等は、別表第 1 から別表第 6 までに定めるとおりとする。

2 この要綱に基づく補助金の交付は、本要綱又は他の要綱に基づく同一事業への補助金の交付を過去に受けたことがない者に限る。

(交付申請)

第5条 補助事業者は、補助金の交付申請に当たり規則に定めるもののほか、別表第7に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項により提出する関係書類のうち、市長が特に必要がないと認めるものは、省略することができる。

(契約締結及び事業着手)

第6条 補助事業者は、規則第7条の規定による交付決定の通知を受けた後、補助事業に関する契約を締結し、補助事業に着手するものとする。ただし、耐震改修工事に関する契約は、第9条第3項の規定による耐震改修設計完了確認通知を受けた後に締結することができるものとする。

(完了期日の変更)

第7条 補助事業者は、補助事業が補助金交付決定通知に付された期日までに完了しないと予想されるときは、速やかに完了期日変更報告書(様式第3号)により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(遂行命令)

第8条 市長は、補助事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い適切に遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業を適切に遂行すべきことを命ずることができる。

(耐震改修設計費及び耐震改修工事費の一括補助に係る耐震改修設計完了の報告)

第9条 耐震改修設計費及び耐震改修工事費の一括補助の補助対象となる者は、耐震改修設計が完了したときは、速やかに耐震改修設計完了報告(及び補助金交付変更承認申請)書(様式第4号。以下「完了報告(及び変更申請)書」という。)に別表第7に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、補助金の交付決定額又は補助事業の内容を変更しようとするときは、完了報告(及び変更申請)書に変更の内容の分かる書類を添えて、市長に提出し、承認を得なければならない。

3 市長は、提出された完了報告(及び変更申請)書の内容を審査し、その結果を耐震改修設計完了確認(及び補助金交付決定変更承認)通知書(様式第5号)により補助事業者に通知するものとする。

(耐震改修設計費及び耐震改修工事費の一括補助に係る耐震改修工事の着工)

第10条 耐震改修設計費及び耐震改修工事費の一括補助の補助事業者は、前条第3項の規定による通知を受けた後、耐震改修工事に着工するものとする。

(完了実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則に定めるもののほか別表第7に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(完了後の報告等)

第12条 市長は、補助事業完了後において、補助の目的を達成するため必要があるときは、補助事業に係る住宅について調査し、又は施工者に対して報告を求めることができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

第1条 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成28年4月14日から適用する。

2 この要綱の施行前に着手した事業については、第6条の規定を除き、本要綱の規定を適用する。

3 平成29年7月23日までに着手した事業についても、市長がやむを得ないと認めるときは、第6条の規定を除き、本要綱の規定を適用することができる。

別表第1（第4条関係）

補助事業	耐震改修設計費及び耐震改修工事費の一括補助
補助事業の目的	菊池市に所在する戸建木造住宅について、当該住宅の所有者が安全性を確保するための耐震改修設計及び耐震改修工事を併せて行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	補助事業の対象となる住宅を所有する者（ただし、市長が認める者を含む。）
補助事業の対象となる住宅 （補助対象住宅）	次に掲げる要件を全て満たす住宅（ただし、その他市長が補助事業の適用が可能と認めるときは、補助対象住宅とすることができる。） 1 菊池市内に存在する戸建木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの 2 在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が3以下のもの 3 昭和56年5月31日以前に着工したもの又は次のいずれかの書面により平成28年熊本地震により被災したことが確認できるもの ア 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく罹災証明書の写し イ 罹災報告書（熊本県戸建て木造住宅耐震改修等促進事業実施要領別記第1号様式） 4 補助金の申請者以外に所有権を有している者が存する場合、市長がやむを得ないと認める場合を除き、補助事業の実施について、その全員の承諾が得られていること。 5 本要綱又はほかの要綱に基づく耐震改修設計への補助金の交付を過去に受けたことがない者
補助事業の対象となる経費 （補助対象経費）	補助対象住宅の耐震改修設計（耐震改修工事の計画策定に伴う耐震診断に要する費用及び耐震改修工事の見積り作成に要する費用を含む。）及び耐震改修工事に要する費用（これらを一括して申請する場合に限る。耐震改修工事に要する費用には工事監理に要する費用は含まない。） ただし、改修前の上部構造評点が1.0以上である旨の資料が提出された場合は、耐震改修工事に要する費用は対象外とする。
補助率	耐震改修工事に要する費用の5分の4以内 ただし、耐震改修工事に要する費用を本事業の対象としない場合は、耐震改修設計に要する費用の3分の2以内
補助金の額	耐震改修工事に要する費用に補助率を乗じて得た額又は100万円のいずれか低い方の額 ただし、耐震改修工事に要する費用を本事業の対象としない場合は、耐震改修設計に要する費用に補助率を乗じて得た額又は20万円のいずれか低い方の額
その他の事項	1 耐震改修設計は、設計者が実施するものであること。 2 耐震改修工事を行う場合は、設計者が実施した耐震改修設計に基づくもの 3 耐震改修工事を行う場合は、その結果、地震に対して安全な構造となるもの 4 耐震改修工事を行う場合は、工事監理者が工事監理するもの 5 附則（平成31年4月1日施行）第1条第2項及び同条第3項の規定（遡及適用）は、本事業には適用しない。

別表第2（第4条関係）

補助事業	耐震改修設計費補助
補助事業の目的	菊池市に所在する戸建木造住宅について、当該住宅の所有者が耐震性向上のために耐震改修設計を行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	補助事業の対象となる住宅を所有する者（ただし、市長が認める者を含む。）
補助事業の対象となる住宅 （補助対象住宅）	次に掲げる要件を全て満たす住宅（ただし、その他市長が補助事業の適用が可能と認めるときは、補助対象住宅とすることができる。） 1 菊池市内に存在する戸建木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの 2 在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が3以下のもの 3 昭和56年5月31日以前に着工したもの又は次のいずれかの書面により平成28年熊本地震により被災したことが確認できるもの ア 災害対策基本法に基づく罹災証明書 イ 罹災報告書（熊本県戸建て木造住宅耐震改修等促進事業実施要領別記第1号様式）
補助事業の対象となる経費 （補助対象経費）	補助対象住宅の耐震改修設計に要する費用（耐震改修工事の計画策定に伴う耐震診断に要する費用及び耐震改修工事費の見積作成に要する費用も含む。）
補助率	3分の2以内
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は20万円のいずれか低い方の額で千円未満の端数は切り捨てる。
その他の事項	1 耐震改修設計は、設計者が実施するものであること。 2 耐震改修計画が、地震に対して安全な計画となっていること。

別表第3（第4条関係）

補助事業名	耐震改修工事費補助
補助事業の目的	菊池市に所在する戸建木造住宅について、当該住宅の所有者が安全性を確保するための耐震改修工事を行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	補助事業の対象となる住宅を所有する者（ただし、市長が認める者を含む。）
補助事業の対象となる住宅 （補助対象住宅）	次に掲げる要件を全て満たす住宅（ただし、その他市長が補助事業の適用が可能と認めるときは、補助対象住宅とすることができる。） 1 菊池市内に存在する戸建木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの 2 在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が3以下のもの 3 昭和56年5月31日以前に着工したもの又は次のいずれかの書面により平成28年熊本地震により被災したことが確認できるもの ア 災害対策基本法に基づく罹災証明書 イ 罹災報告書（熊本県戸建て木造住宅耐震改修等促進事業実施要領別記第1号様式） 4 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの 5 補助金の申請者以外に所有権を有している者が存する場合、市長がやむを得ないと認める場合を除き、補助事業の実施について、その全員の承諾が得られていること。
補助事業の対象となる経費 （補助対象経費）	補助対象住宅の耐震改修工事に要する費用（工事監理に要する費用も含む。）
補助率	2分の1以内
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は80万円のいずれか低い方の額で千円未満の端数は切り捨てる。
その他の事項	1 設計者が実施した耐震改修設計に基づくもの 2 耐震改修の結果地震に対して安全な構造となるもの 3 工事監理者が工事監理するもの（ただし、本要綱施行日以前に着手した事業については、工事監理者が工事監理するもの又は耐震改修設計に基づき工事を実施したことを建築士が証明するもの）

別表第4（第4条関係）

補助事業	建替え設計費及び建替え工事費の一括補助
補助事業の目的	菊池市に所在する戸建木造住宅について、当該住宅の所有者が安全性を確保するための建替え設計及び建替え工事を併せて行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	補助事業の対象となる住宅を所有する者（ただし、市長が認める者を含む。）
補助事業の対象となる住宅 （補助対象住宅）	次に掲げる要件を全て満たす住宅（ただし、その他市長が補助事業の適用が可能と認めるときは、補助対象住宅とすることができる。） 1 菊池市内に存在する戸建木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの 2 在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が3以下のもの 3 昭和56年5月31日以前に着工したもの又は次のいずれかの書面により平成28年熊本地震により罹災したことが確認できるもの ア 災害対策基本法に基づく罹災証明書の写し イ 罹災報告書（熊本県戸建て木造住宅耐震改修等促進事業実施要領別記第1号様式） 4 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づく被災者生活再建支援金の支給対象でない者 5 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されるもの 6 補助金の申請者以外に所有権を有している者が存する場合、市長がやむを得ないと認める場合を除き、補助事業の実施について、その全員の承諾が得られていること。
補助事業の対象となる経費 （補助対象経費）	補助対象住宅の建替え設計（建替え工事費の見積り作成に要する費用及び建替え工事監理に要する費用を含む。）及び建替え工事に要する費用 （少なくとも建替え工事に要する費用を含む場合に限る。建替え工事に要する費用には工事監理に要する費用を含まない。）
補助率	80%以内
補助金の額	建替え工事に要する費用に補助率を乗じて得た額又は100万円のいずれか低い方の額
その他の事項	1 建替えの結果、地震に対して安全な構造となるもの 2 工事監理者が工事監理するもの 3 本要綱又は他の要綱に基づく耐震改修設計への補助金の交付を過去に受けていない者 4 附則（平成31年4月1日施行）第1条第2項及び同条第3項の規定（遡及適用）は、本事業には適用しない。

別表第5（第4条関係）

補助事業名	建替え工事費補助
補助事業の目的	菊池市に所在する戸建木造住宅について、当該住宅の所有者が安全性を確保するための建替え工事を行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	補助事業の対象となる住宅を所有する者（ただし、市長が認める者を含む。）
補助事業の対象となる住宅 （補助対象住宅）	次に掲げる要件を全て満たす住宅（ただし、その他市長が補助事業の適用が可能と認めるときは、補助対象住宅とすることができる。） 1 菊池市内に存在する戸建木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの 2 在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が3以下のもの 3 昭和56年5月31日以前に着工したもの又は次のいずれかの書面により平成28年熊本地震により被災したことが確認できるもの ア 災害対策基本法に基づく罹災証明書 イ 罹災報告書（熊本県戸建て木造住宅耐震改修等促進事業実施要領別記第1号様式） 4 被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給対象でない者 5 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの 6 補助金の申請者以外に所有権を有している者が存する場合、市長がやむを得ないと認める場合を除き、補助事業の実施について、その全員の承諾が得られていること。
補助事業の対象となる経費 （補助対象経費）	補助対象住宅の建替え工事に要する費用（工事監理に要する費用を含まない。）
補助率	23%以内
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は80万円のいずれか低い方の額で千円未満の端数は切り捨てる。
その他の事項	1 建替えの結果、地震に対して安全な構造となるもの 2 工事監理者が工事監理するもの（ただし、本要綱施行日以前に着手した事業については、工事監理者が工事監理するもの又は建築基準法に適合することを建築士が証明するもの）

別表第6（第4条関係）

補助事業名	耐震シェルター工事費補助
補助事業の目的	菊池市に所在する戸建木造住宅について、当該住宅の所有者が耐震シェルター工事を行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性の向上を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	補助事業の対象となる住宅を所有する者（ただし、市長が認める者を含む。）
補助事業の対象となる住宅 （補助対象住宅）	次に掲げる要件を全て満たす住宅（ただし、その他市長が補助事業の適用が可能と認めるときは、補助対象住宅とすることができる。） 1 菊池市内に存在する戸建木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの 2 在来軸組構法、桝組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が3以下のもの 3 昭和56年5月31日以前に着工したもの又は次のいずれかの書面により平成28年熊本地震により被災したことが確認できるもの ア 災害対策基本法に基づく罹災証明書 イ 罹災報告書（熊本県戸建て木造住宅耐震改修等促進事業実施要領別記第1号様式） 4 昭和56年6月1日以降に着工したものについては、次のいずれかに該当するもの ア 災害対策基本法に基づく住家の被害認定において、「全壊」又は「大規模半壊」と認定されたもの イ 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの 5 補助金の申請者以外に所有権を有している者が存する場合、市長がやむを得ないと認める場合を除き、補助事業の実施について、その全員の承諾が得られていること。 6 本要綱に基づく、耐震改修又は建替えに係る補助金の交付を受けていないもの
補助事業の対象となる経費 （補助対象経費）	補助対象住宅の耐震シェルター工事に要する費用
補助率	2分の1以内
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は20万円のいずれか低い方の額で千円未満の端数は切り捨てる。
その他の事項	熊本県戸建て木造住宅耐震改修等促進事業実施要領第2条第8号に規定する耐震シェルターであること。